
参 考 资 料

○ 北九州市防災会議条例

〔昭和38年6月1日〕
〔条例第78条〕

改正 昭和40年12月27日条例第57号 昭和42年3月27日条例第2号
平成12年3月29日条例第5号 平成24年12月19日条例第46号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、北九州市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北九州市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員70人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員
 - (3) 福岡県警察の警察官
 - (4) 市長部内の職員
 - (5) 教 育 長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者
 - (9) 学識経験のある者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項第7号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関、福岡県、市、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、その者の委嘱又は任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年12月27日条例第57条）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年3月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月29日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月19日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 北九州市防災会議運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北九州市防災会議条例第5条の規定に基づき北九州市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。
- 3 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会 議)

第3条 防災会議は委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事会議)

第4条 幹事は、その職務を行うため、事務の内容に応じ当該事務に係る機関から選出された幹事で幹事会議を開くことができる。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は防災会議が処理すべき事務のうち次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 北九州市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
 - (2) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
 - (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供意見の開陳その他協力を求めること。
 - (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
 - (5) その他軽易な事項に関すること。
- 2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会 議 録)

第6条 会長は職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(庶 務)

第7条 防災会議の庶務は、危機管理室危機管理課において処理する。

(委 任)

第8条 この規程に定めのあるものを除くほか必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、昭和38年8月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年12月19日から施行する。

○ 北九州市防災会議委員・幹事一覧表

会 長

北九州市長 武内 和久

〔委員58名・幹事67名（令和5年2月現在）〕

区分	委 員	幹 事	所属機関所在地	電 話
1 号 委 員	九州運輸局 福岡運輸支局長	九州運輸局 福岡運輸支局首席運輸企画専門官	福岡市東区千早三丁目10-40	092-673-1190
	九州地方整備局 総括防災調整官	九州地方整備局 防災室 防災室課長補佐	福岡市博多区博多駅東二丁目10-7	092-476-3544
		九州地方整備局 関門航路事務所総務課長	小倉北区浅野三丁目7-38	512-8091
		九州地方整備局 北九州国道事務所管理第一課長	小倉南区春ヶ丘10-10	951-4331
	大阪航空局 北九州空港事務所 空 港 長	大阪航空局 北九州空港事務所 管 理 課 長	小倉南区空港北町6番	474-0204
	門司海上保安部長	門司海上保安部 警備救難課長	門司区西海岸一丁目3-10 門司港湾合同庁舎	321-3215
	若松海上保安部長	若松海上保安部 警備救難課長	若松区本町一丁目14-12	761-4353
福岡管区气象台 気象防災部長	福岡管区气象台 業務課防災調整官	福岡市中央区大濠一丁目2-36	092-725-3603	
2 号 委 員	福岡県総務部 防災危機管理局長	福岡県総務部 消防防災指導課長	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3113
3 号 委 員	福岡県警察 北九州市警察部長	福岡県警察 北九州市警察部 機動警察隊副隊長	小倉北区大門一丁目6-19	583-1110
		福岡県警察 本部警備部警備課 危機管理対策室長	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141
4 号 委 員	北九州市副市長		小倉北区城内1-1	582-2127
	北九州市副市長		小倉北区城内1-1	582-2127
	北九州市 危機管理室長	防災企画担当課長	小倉北区城内1-1	582-2110
		災害対策担当課長		
		会計室次長	小倉北区城内1-1	582-2514
		デジタル市役所 推進課長	小倉北区大手町1-1	582-2827
		技術監理局 技術企画課長	小倉北区城内1-1	582-2043
		企画調整局長	企画調整局総務課長	小倉北区城内1-1
	総務局長	総務局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2102
		総務局 女性の輝く社会推進室 次 長	小倉北区城内1-1	582-2209

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話	
4号委員		財政局財政課長	小倉北区城内1-1	582-2002	
		市民文化スポーツ局 総務区政課長	小倉北区城内1-1	582-2155	
		保健福祉局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2403	
	子ども家庭局長	子ども家庭局 総務企画課長	小倉北区城内1-1	582-2280	
		環境局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2173	
		産業経済局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2190	
		建設局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2252	
		建設局河川整備課長	小倉北区城内1-1	582-2281	
		建築都市局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2523	
		建築都市局 開発指導課長	小倉北区城内1-1	582-2644	
		港湾空港局 総務課長	門司区西海岸一丁目2-7	321-5911	
		上下水道局総務課長	小倉北区大手町1-1	582-3140	
		交通局総務経営課長	若松区東小石町3-1	771-8401	
		門司区総務企画課長	門司区清滝一丁目1-1	331-1881	
		小倉北区総務企画課長	小倉北区大手町1-1	582-3311	
		小倉南区総務企画課長	小倉南区若園五丁目1-2	951-4111	
		北九州市若松区長	若松区総務企画課長	若松区浜町一丁目1-1	761-5321
			八幡東区総務企画課長	八幡東区中央一丁目1-1	671-1459
			八幡西区総務企画課長	八幡西区黒崎三丁目15-3	642-1441
		戸畑区総務企画課長	戸畑区千防一丁目1-1	871-3600	
5号委員	北九州市教育長	教育委員会総務課長	小倉北区大手町1-1	582-2352	
6号委員	北九州市消防局長	消防局長 警防課長	小倉北区大手町3-9	582-3819	
		門司消防団副団長	門司区大里東一丁目4-10	372-0119	
		小倉北消防団副団長	小倉北区大手町8-38	582-0660	
		小倉南消防団副団長	小倉南区若園五丁目1-3	951-0119	
		若松消防団副団長	若松区桜町1-28	752-0119	
		北九州市消防協会長 (八幡東消防団長)	八幡東消防団副団長	八幡東区大谷一丁目3-1	663-0119
			八幡西消防団副団長	八幡西区相生町19-19	622-0119
			戸畑消防団副団長	戸畑区新池二丁目1-15	861-0119
		洞海湾消防団副団長	若松区桜町1-28	752-0119	

区分	委 員	幹 事	所属機関所在地	電 話
7 号 委 員	九州旅客鉄道(株) 総務部担当部長	九州旅客鉄道(株) 総務部総務課担当課長	福岡市博多区博多駅前三丁目25-21	092-474-2501
	西日本電信電話(株) 北九州支店長	西日本電信電話(株) 北九州支店 災害対策室長	小倉北区江南町7-3	932-2765
	日本銀行 北九州支店長	日本銀行 北九州支店次長	小倉北区紺屋町13-13	541-9111
	日本赤十字社 福岡県支部事務局長	日本赤十字社 福岡県支部 事業課長	福岡市南区大楠三丁目1-1	092-523-1171
	NHK北九州放送局 局長	NHK北九州放送局 コンテンツセンター長	小倉北区室町一丁目1-1-20	591-5011
	西日本高速道路(株) 九州支社 北九州高速道路 事務所長	西日本高速道路(株) 九州支社 北九州高速道路事務所 統括課長	北九州高速道路事務所 八幡西区金剛403-1	618-3143
	九州電力(株) 北九州支店長	九州電力(株) 北九州支店企画・総務部 総務グループ長	小倉北区米町二丁目3-1	533-8507
	西部ガス(株) 常務執行役員北九州地区総括	西部ガス(株) 北九州供給部長	小倉北区愛宕一丁目5-1	591-6615
	西鉄バス北九州(株) 代表取締役社長	西鉄バス北九州(株) 取 締 役	小倉北区砂津一丁目1-2	522-1111
	日本郵便(株) 北九州中央郵便局長	日本郵便(株) 北九州中央郵便局総務部長	小倉北区萩崎町2-1	941-3028
	公益社団法人福岡県 看護協会北九州地区理事		福岡市東区馬出四丁目10-1	092-631-1141
8 号 委 員	北九州市市民防災会 総連合会長	北九州市市民防災会 総連合会事務局次長	小倉北区大手町3-9	582-3836
	戸 畑 区 自治総連合会長			
9 号 委 員	北九州市婦人会 連絡協議会事務局長		小倉北区大門一丁目6-43	592-1444
	社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動セ ンター活動推進課長	社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会 総 務 課 長	戸畑区汐井町1-6	882-4401
	北九州国際交流団体 ネットワーク会長	公益財団法人北九州 国際交流協会 事業推進課長	八幡西区黒崎三丁目15-3	643-5931
	アジア女性交流・研究 フォーラム事務局 交流研究部長			
	北九州市男女共同 参画審議会委員			
	NPO法人北九州子育ち ・親育ちエンパワメント センターBee会員			

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
9 号 委員	北九州市食生活改善 推進員協議会長			
	北九州市女性団体 連絡会議委員			
	北九州婦人教育研究 会 長		小倉北区大門一丁目6-43 (北九州市立婦人会館内)	741-1657
	北九州市障害福祉団体 連絡協議会会長		戸畑区汐井町1-6	882-6770
	門司区小学校 校長会会長			
	北九州市立大学国際環境工学部 建築デザイン学科教授			
	福岡県臨床心理士会			
	北九州市立大学准教授			
10 号 委員	福岡北九州 高速道路公社 北九州事務所長	福岡北九州 高速道路公社 北九州事務所管理課長	小倉北区東篠崎三丁目1-1	922-6813
	陸上自衛隊 第40普通科連隊長	陸上自衛隊 第40普通科連隊 第3科長	小倉南区北方五丁目1-1	962-7681
	公益社団法人 北九州市医師会長	公益社団法人北九州市 医師会専務理事	小倉北区馬借一丁目7-1	513-3811
	一般社団法人北九州市 保育所連盟理事		八幡東区中央二丁目1-1 レインボープラザ5F	661-2153
	一般社団法人北九州市 歯科医師会長	一般社団法人北九州市 歯科医師会専務理事	小倉北区馬借一丁目7-1	513-3650
	公益社団法人北九州市 薬剤師会長	公益社団法人北九州市 薬剤師会専務理事	八幡東区祝町二丁目13-26	651-2255
	総務省消防庁 消防団等充実強化アドバイザー			
	一般社団法人 九州防災パートナーズ代表理事			
	民生委員児童委員 主任児童委員			
	北九州市PTA 協議会副会長			
	S a y ! 輪代表			
	北九州市立大学 地域共生教育センター 防犯・防災PJ副リーダー			

○ 北九州市災害対策本部条例

昭和38年6月1日

条例第79号

改正 平成8年6月18日条例第33号

平成24年6月27日条例第36号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、北九州市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長、副本部長及び部員)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、本部に部を置く。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)に現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 北九州市災害対策本部運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州市災害対策本部条例（昭和38年北九州市条例第79号）第5条の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもってあてる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、危機管理監、北九州市事務分掌条例第1条に定める局の長、消防局長、上下水道局長、交通局長、公営競技局長、区長、教育長、市議会事務局長及び災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもってあてる。

(組織及び事務分掌等)

第3条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 各部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

3 部に副部長をおくことができる。

4 班に班長、隊に隊長をおき、必要に応じ副班長又は副隊長をおくことができる。

5 各部の部長、副部長、班長、隊長、副班長、副隊長、班員及び隊員は、別表第2の当該欄に掲げる者をもってあてる。

(副部長等の職務)

第4条 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

2 班長及び隊長は、上司の命を受け、班又は隊の事務を掌理する。

3 副班長及び副隊長は、班長又は隊長を補佐し、班長又は隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 班員及び隊員は、上司の命を受け、班又は隊の事務に従事する。

(本部会議)

第5条 本部に、本部会議をおく。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が必要と認める者をもって組織する。ただし、必要に応じ、一部の本部員をもって会議を開くことができる。

3 本部会議は、災害対策に関する重要事項について協議する。

4 本部会議は、本部長が招集する。

(区対策部会議)

第6条 区対策部に、区対策部会議をおき、各区の部長、副部長、班長及び区対策部長が必要と認める者をもって組織する。

2 区対策部会議は、区対策部長が招集し、区内の災害対策実施の重要事項について協議する。

(応援職員の派遣)

第7条 各部長は、災害対策実施のため応援を求める必要があると認めるときは、ただちに本部長に要請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、本部長は必要に応じ、応援職員を派遣するものとする。

(被害状況等の報告)

第8条 災害が発生したときは、各部長は被害状況及び応急対策状況等を調査し、別に定める「被害状況等収集伝達要領」に基づき報告しなければならない。

(災害警戒本部)

第9条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて北九州市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

2 警戒本部に警戒本部長を置き、警戒本部長は、危機管理監をもってあてる。

3 警戒本部長は、その状況に応じて別表第2に定める部のうち、その一部をもって事務を分担させる。

4 部長は、警戒本部長の命をうけて、その指示された事務を処理する。

(大規模災害時における災害対策センターの設置)

第10条 本部長は、大規模災害時において、各部の情報を共有し、災害応急対策を的確かつ迅速に決定するために災害対策センター（以下「センター」という。）を設置することができる。

2 センターにセンター長を置き、センター長は、危機管理監をもってあてる。

3 センターに副センター長をおくことができる。

4 センターの組織は、別表第3のとおりとする。

5 各対策グループの事務分掌は、別表第4のとおりとする。

6 各対策グループにグループ長、各機能別チームにチーム長をおき、必要に応じ副グループ長、副チーム長をおくことができる。

7 副センター長、各対策グループのグループ長、副グループ長、各機能別チームのチーム長、副チーム長及びチーム員は、別表第4の当該欄に掲げる者をもってあてる。

8 センターは、災害対策本部室内に設置し、構成員は、災害対策室での執務を原則とする。

(補 足)

第11条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和40年7月7日から実施する。

2 北九州市災害対策本部運営要綱（昭和38年6月24日決裁）は、廃止する。

3 この要綱は、昭和58年6月10日から実施する。

4 この要綱は、平成8年6月18日から実施する。

5 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

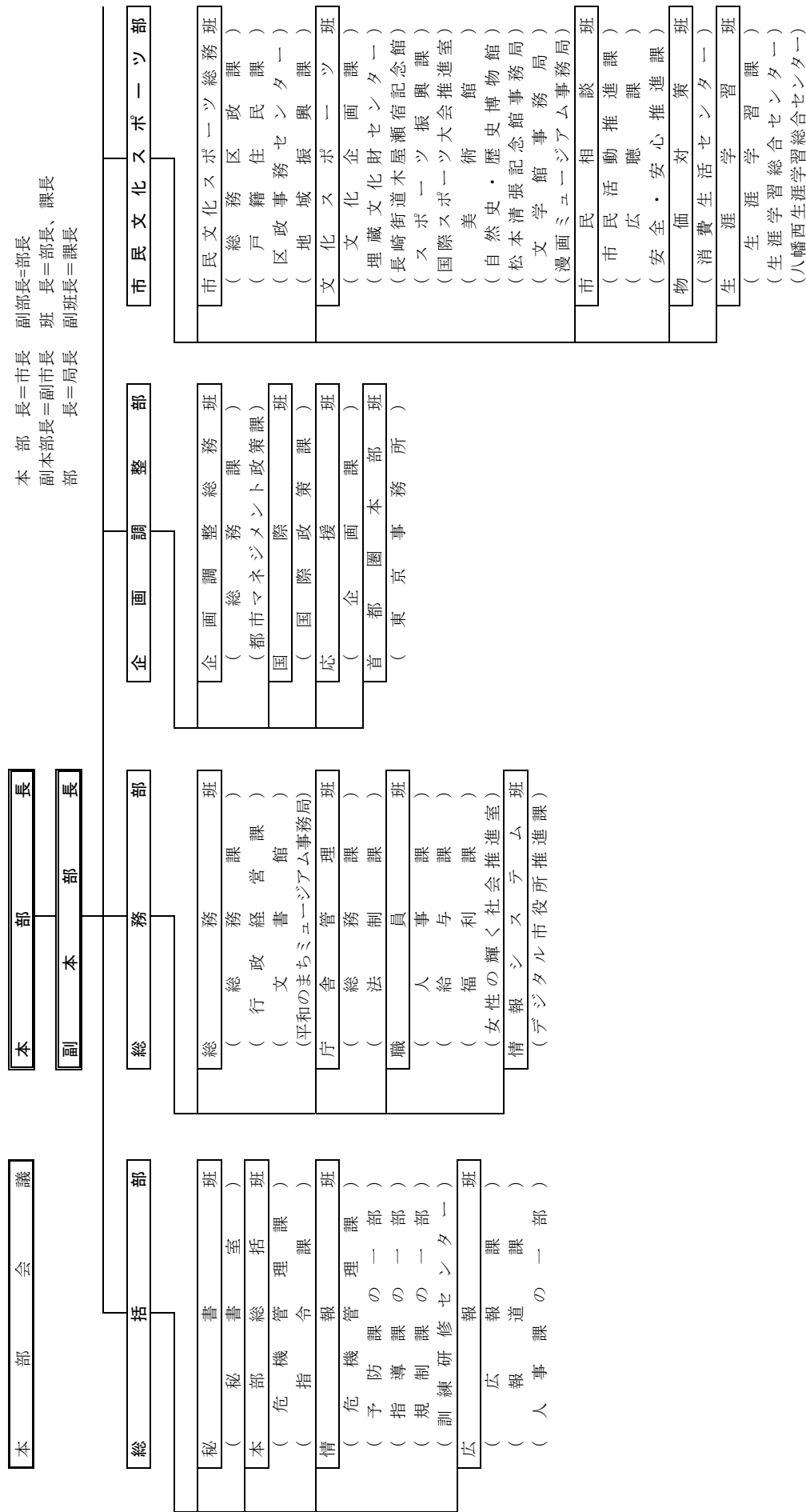
6 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

7 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

8 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

北九州市災害対策本部機構表

別表第1



産業経済部	建設部	建築都市部
産業経済総務班 (総務課) (渡船事業所) (産業政策課) 地域産業班 (雇用政策課) (スタートアップ推進課) (中小企業振興課) (企業立地支援課) (物流拠点推進室) (次世代産業推進課) (商業・サービス産業政策課) 観光班 (観光課) (門司港レトロ課) (M I C E 推進課) (農林水産班) (農林課) (水産課) (鳥獣被害対策課) (東部農政事務所) (西部農政事務所) (総合農事センター) (中央卸売市場班) (中央卸売市場)	建設総務班 (総務課) (用地管理課) (用地課) 道路班 (管理課) (道路維持課) (道路計画課) (道路建設課) (街道課) 公園緑地班 (公園管理課) (緑政課) (みどりの・公園整備課) (みどりの愛護のつどい推進室) 河川班 (水環境課) (河川整備課) (神嶽川旦過地区整備室) 整備事務所班 (庶務課) (工務第一課) (工務第二課)	建築都市総務班 (総務課) (都市景観課) 都市計画班 (都市計画課) (都市交通政策課) (開発指導課) (都市再生企画課) (事業推進課) (空き家活用推進課) 指導班 (建築指導課) (建築審査課) 住宅班 (住宅計画課) (住宅管理課) (住宅整備課) 建築支援班 (建築支援課) (建築保全課) 施設備置班 (機械設備課) (電気設備課)

港 湾	空 港 部	消 防 部	上 下 水 道 部	教 育 部
港 湾 总 务 课 班 (总 务 课) (クルーズ・交流课) (空港企画课) 港 湾 营 业 课 班 (港 流 课) (物 流 振 兴 课) 港 湾 整 备 课 班 (整 备 课) (计 划 课) (エネルギー産業拠点化推進课)	消 防 总 务 课 班 (总 务 课) (人 事 课) 予 防 课 班 (予 防 课) (指 导 课) (规 制 课) 警 防 课 班 (警 防 课) (消 防 团 课) (消 救 课) 指 令 课 班 (指 令 课) 航 空 队 (消 防 航 空 队) 消 防 署 (消 防 署 团)	上 下 水 道 总 务 课 班 (总 务 课) (经 营 企 业 课) (营 业 课) (广 域 事 业 课) (海 外 事 业 课) 水 道 给 水 课 班 (计 画 课) (设 计 课) (配 水 管 理 课) 水 道 净 水 课 班 (净 水 课) (井 手 浦 净 水 所) (穴 生 净 水 所) (本 城 净 水 所) (水 质 试 験 所) 水 道 (下 水 道) 方 面 班 (各 工 事 事 务 所) 下 水 道 施 设 课 班 (下 水 道 整 备 课 の 一 部) (施 设 课) (水 质 管 理 课) (东 部 净 化 セ ン タ ー) (西 部 净 化 セ ン タ ー) 下 水 道 计 画 课 班 (下 水 道 计 画 课) (下 水 道 保 全 课) (下 水 道 整 备 课)	教 育 总 务 课 班 (总 务 课) (企 画 调 整 课) (函 数 书 馆) 学 校 教 育 课 班 (教 育 课) (学 校 事 务 课) (学 校 保 健 课) (学 校 施 设 课) (指 导 企 业 课) (学 生 教 育 课) (学 徒 指 援 课) (特 别 支 援 教 育 课) (特 别 支 援 教 育 相 谈 セ ン タ ー) (教 育 情 報 化 推 進 课) (授 業 つ ぐ く り 支 援 企 画 课) (教 育 セ ン タ ー) (学 校 教 育 职 员)	

交 通 部	公 営 競 技 部	協 力 部	区 対 策 部
交 通 総 務 課	公 営 競 技 総 務 課	市 議 会 事 務 局 班	総 務 企 画 課 班
(総 務 経 営 課)	(総 務 貢 献 室)	(市 議 会 事 務 局)	(総 務 企 画 課 の 一 部)
交 通 運 送 推 進 課	競 輪 事 業 課	技 術 企 画 課 班	(出 張 所)
(営 業 推 進 課)	(競 輪 事 業 課)	(技 術 企 画 課)	(消 防 署 警 防 課 の 一 部)
	ポ ー ト レ ー ス 事 業 課	(技 術 管 理 課)	市 民 相 談 班
	(ポ ー ト レ ー ス 事 業 課)	(技 術 支 援 課)	(総 務 企 画 課 の 一 部)
		行 政 委 員 会 事 務 局 班	(市 民 課)
		(行 政 委 員 会 事 務 局 員)	(コ ミ ュ ニ テ ィ 支 援 課 の 一 部)
			民 生 班
			避 難 行 動 要 支 援 者 避 難 支 援 班
			(総 務 企 画 課 の 一 部)
			(財 政 局 市 税 事 務 所)
			(国 保 年 金 課)
			(コ ミ ュ ニ テ ィ 支 援 課 の 一 部)
			(保 健 福 祉 課)
			(保 護 課 の 一 部)
			(消 防 署 予 防 課 の 一 部)
			健 設 班
			(ま ち づ く り 整 備 課)
			(折 尾 総 合 整 備 事 務 所)
			協 力 班
			(保 護 課 の 一 部)
			(農 業 委 事 務 局)

(令和5年4月)

北九州市災害対策本部事務分担表

令和5年4月

		(部 長) 危機管理監 (副部長) 危機管理室長・参事(災害救助担当)		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
総 括 部	秘書班	(班 長) 秘 書 室 長 (副 班 長) 秘 書 室 次 長	秘 書 室 員	1 本部長、副本部長の秘書に関する こと。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に 関すること。
	本部 総 括 班	(班 長) 災 害 対 策 担 当 課 長 (副 班 長) 訓 練 研 修 セ ン タ ー 所 長 指 令 課 長 (兼 務) 指 令 第 二 担 当 課 長 (兼 務) 指 令 第 三 担 当 課 長 (兼 務) (報 道 官) 危 機 管 理 課 長 (専 門 官) 防 災 専 門 官	危 機 管 理 課 員 訓 練 研 修 セ ン タ ー 職 員 予 防 課 員 (一 部) 指 導 課 員 (一 部) 規 制 課 員 (一 部) 指 令 課 員	1 災害対策本部及び部の庶務に 関すること。 2 災害対策本部会議に 関すること。 3 災害対策活動の総合調整に 関すること。 4 自衛隊の派遣要請に 関すること。 5 気象情報の収集及び伝達に 関すること。 6 本部長の発する指令等の 伝達に 関すること。 7 報道機関等に対する災害 情報の提供に 関すること。 8 被害状況等の収集伝達に 関すること。 9 被害状況報告の統計に 関すること。 10 災害についての広聴に 関すること。
	情報班	(班 長) 防 災 企 画 担 当 課 長 (副 班 長) 防 災 連 携 担 当 課 長	危 機 管 理 課 員	1 行政機能確保状況の報告に 関すること。 2 関係機関との連絡に 関すること。 3 災害救援協定に 関すること。 4 災害救助法関係事務の 連絡調整に 関すること。 5 各部に属する情報の とりまとめ及び 報告に 関すること。
	広報班	(班 長) 広 報 室 長 (副 班 長) 広 報 課 長 報 道 課 長 人 事 課 長 (兼 務)	広 報 課 員 報 道 課 員 人 事 課 員 (一 部 兼 務)	1 災害についての広報に 関すること。 2 報道機関との連絡に 関すること。 3 災害写真の収集に 関すること。

		(部 長) 総務局長 (副部長) 総務部長・人事部長・デジタル市役所推進室長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
総 務 部	総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 行 政 経 営 課 長 法 制 課 長	総 務 課 員 行 政 経 営 課 員 文 書 館 職 員 平和のまちミュージアム事務局員	1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 緊急物資集配センターの運営に関すること。
	庁舎管理班		総 務 課 員 法 制 課 員	1 災害時における配車計画に関すること。 2 緊急通行車両の借上に関すること。 3 緊急通行車両の標章及び証明書の申請に関すること。 4 輸送機関との連絡に関すること。 5 市庁舎の保守(警備)に関すること。 6 市庁舎内の電話の管理、規則及び災害時の庁内対策に関すること。
	職員班	(班 長) 人 事 課 長 (副 班 長) 給 与 課 長	人 事 課 員 給 与 課 員 福祉課員 女性の輝く社会推進室員	1 災害時における職員の服務に関すること。 2 他地方公共団体からの応援職員の派遣に関すること。 3 災害時における職員配置計画に関すること。 4 災害対策従事職員の給与に関すること。 5 災害対策従事職員の公務災害補償に関すること。 6 被災職員の調査及び援護に関すること。
	情報システム班	(班 長) デジタル市役所推進課長 (副 班 長) 情報システム担当課長	デジタル市役所推進課員	1 情報インフラの管理運用に関すること。 2 システム基盤の管理に関すること。 3 全庁G I S (地理情報システム)の管理運用に関すること。

		(部 長) 企画調整局長 (副部長) 総務調整部長・企画政策部長・国際部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
企 画 調 整 部	企画調整総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 都市マネジメント政策課長	総 務 課 員 都市マネジメント政策課員	1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 学術に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
	国際班	(班 長) 国 際 政 策 課 長 (副 班 長) 国際交流担当係長	国 際 政 策 課 員	1 外国人への支援体制の整備。 2 駐日外国公館及び在外公館に関する こと。
	応援班	(班 長) 企 画 課 長 (副 班 長) プロジェクト推進担当課長	企 画 課 員	1 他部への応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	首都圏本部班	(班 長) 東 京 事 務 所 長 (副 班 長) 東京事務所副所長	東 京 事 務 所 職 員	1 災害に関する国会、各省庁その他関係 機関との連絡に関すること。

		(部 長) 市民文化スポーツ局長 (副部長) 市民総務部長・安全・安心推進部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
市 民 文 化 ス ポ ー ツ 部	市民文化スポーツ総務班	(班 長) 総務区政課長 (副班長) 戸籍住民課長	総務区政課員 戸籍住民課員 区政事務センター員 地域振興課員	1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
	文化スポーツ班	(班 長) 文化企画課長 (副班長) スポーツ振興課長	文化企画課員 埋蔵文化財センター員 長崎街道木屋瀬宿記念館員 スポーツ振興課員 国際スポーツ大会推進室員 美術館員 自然史・歴史博物館員 松本清張記念館事務局員 文学館事務局員 漫画ミュージアム事務局員	1 文化スポーツ班関連施設の災害対策に関すること。 2 避難所等文化スポーツ班関連施設使用の協力に関すること。 3 災害対策活動に必要な社会教育団体等との連絡調整に関すること。
	市民相談班	(班 長) 安全・安心推進課長 (副班長) 広聴課相談係長	市民活動推進課員 広聴課員 安全・安心推進課員	1 災害時における市民相談・問い合わせに関すること。
	物価対策班	(班 長) 消費生活センター館長 (副班長) 消費生活センター消費生活係長	消費生活センター職員	1 物価安定のための監視、要請に関すること。 2 生活必需物資の情報提供に関すること。
	生涯学習班	(班 長) 生涯学習総合センター所長 (副班長) 生涯学習課長	生涯学習課員 生涯学習総合センター職員 八幡西生涯学習総合センター職員	1 生涯学習センターの災害対策に関すること。 2 避難所等生涯学習センター使用の協力に関すること。 3 災害対策活動に必要な社会教育団体との連絡調整に関すること。

財 政 部	(部 長) 財政局長 (副部長) 財務部長			
	班		構 成	
			分 担 事 務 内 容	
	財務班	(班 長) 財 政 課 長 (副 班 長) 財 産 活 用 推 進 課 長	財 政 課 員 財 産 活 用 推 進 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 災害についての応急財政措置に関すること。 5 所管する財産の被災状況確認及び復旧事務に関すること。 6 財産区の被災状況確認及び復旧事務に関すること。
	税務班	(班 長) 税 務 部 長 (副 班 長) 税 制 課 長	税 制 課 員 課 税 第 一 課 員 課 税 第 二 課 員 固 定 資 産 税 課 員 収 税 企 画 課 員 債 権 管 理 室 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する市税の徴収猶予、申告等の期限の延長及び減免措置に関すること。 2 部内他班の応援に関すること。 3 被災者生活再建支援法等に基づく被害認定調査に関すること。
会計班	(班 長) 会 計 室 長 (副 班 長) 会 計 室 次 長	会 計 室 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関すること。 	
契約班	(班 長) 契 約 部 長 (副 班 長) 契 約 制 度 課 長	契 約 制 度 課 員 契 約 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資の調達に関すること。 	

		(部 長) 保健福祉局長 (副部長) 総務部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
保 健 福 祉 部	保健福祉総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 計 画 調 整 担 当 課 長	総 務 課 員 先 進 的 介 護 シ ス テ ム 推 進 室 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 日本赤十字社等との連絡に関すること。 5 救援物資に関すること。 6 義えん金品の受付、出納、保管及び分配に関すること。
	地域福祉班	(班 長) 地 域 福 祉 推 進 課 長 (副 班 長) 長 寿 社 会 対 策 課 長 障 害 福 祉 企 画 課 長	長 寿 社 会 対 策 課 員 地 域 福 祉 推 進 課 員 介 護 保 険 課 員 保 護 課 員 障 害 福 祉 企 画 課 員 障 害 者 支 援 課 員 人 権 文 化 推 進 課 員 同 和 対 策 課 員 地 域 交 流 セ ン タ ー 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉施設、老人福祉施設その他の社会福祉施設（他班の所管に属するものを除く。）の災害対策に関すること。 2 福祉避難所に関すること。
	健康医療班	(班 長) 地 域 医 療 課 長 (副 班 長) 保 険 年 金 課 長	地 域 医 療 課 員 保 険 年 金 課 員 健 康 推 進 課 員 夜 間 ・ 休 日 急 患 セ ン タ ー 職 員 第 2 夜 間 ・ 休 日 急 患 セ ン タ ー 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療救護に関すること。 2 医療関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 3 医師会その他医療団体等の編成する救護班の出動要請に関すること。 4 被災者に対する拠出年金の保険料免除等に関すること。 5 被災者に対する国保保険料・後期保険料の減免等に関すること。
	保健衛生班	(班 長) 保 健 衛 生 課 長 (副 班 長) 感 染 症 医 療 政 策 課 長 感 染 症 医 療 対 策 課 長 東 部 生 活 衛 生 課 長 西 部 生 活 衛 生 課 長	保 健 衛 生 課 員 医 務 薬 務 課 員 保 健 予 防 課 員 東 部 生 活 衛 生 課 員 西 部 生 活 衛 生 課 員 動 物 愛 護 セ ン タ ー 職 員 食 肉 セ ン タ ー 職 員 感 染 症 医 療 政 策 課 員 感 染 症 医 療 対 策 課 員 保 健 環 境 研 究 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における細菌学的検査等に関すること。 2 災害時の食品衛生及び環境衛生対策に関すること。 3 被災者に対する食品衛生、環境衛生の指導に関すること。 4 火葬対策に関すること。 5 応急措置実施のための旅館、飲食店の施設管理に関すること。 6 炊出しの衛生管理に関すること。 7 感染症予防対策に関すること。 8 被災地及び避難所等の消毒に関すること。 9 防疫資材の確保に関すること。

		班	構 成	分 担 事 務 内 容
保 健 福 祉 部	こころのケア対策班	(班 長) 精神保健福祉センター 所 長 (副 班 長) 子ども総合センター次長	精神保健福祉センター職員 子ども総合センター職員 精神保健・地域移行推進課職員	被災者のこころのケア対策に関すること。 1 こころのケアホットラインの設置 2 こころのケアチーム (DPAT等) の編成 及び現地派遣 3 被災者こころの相談窓口の設置 4 啓発資材の作成及び情報発信 5 情報のとりまとめ及び報告に関する こと
	保健福祉予備班	(班 長) 総合保健福祉センター 担当理事 (副 班 長) 感染症医療対策課長 (一部)	感染症医療対策課員 (一部) 認知症支援・介護予防センター職員 難病相談支援センター職員	1 総合保健福祉センターの災害対策に 関すること。 2 部、他班の応援に関すること。

		(部 長) 子ども家庭局長 (副部長) 子ども家庭部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
子 ど も 家 庭 部	子ども家庭総務班	(班 長) 総務企画課長 (副班長) 幼稚園・こども園課長	総務企画課員 幼稚園・こども園課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 私立幼稚園・認定こども園の災害対策に関する事。
	子育て・保育班	(班 長) 子育て支援課長 (副班長) 保育課長	子育て支援課員 保育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童の保護対策に関する事。 2 被災母子家庭等の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関する事。 3 児童福祉施設その他の社会福祉施設(他部の所管に属するものを除く。)の災害対策に関する事。
	青少年施設班	(班 長) 青少年課長 (副班長) 各青少年教育施設所(館)長	青少年課員 夜宮青少年センター職員 科学館職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年教育施設の災害対策に関する事。 2 避難所等青少年教育施設使用の協力に関する事。 3 災害対策活動に必要な青少年関係団体との連絡調整に関する事。
	子ども総合センター班	(班 長) 子ども総合センター所長 (副班長) 子ども総合センター次長	子ども総合センター職員 (保健福祉部こころのケア対策班の職員を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容児童の保護避難等に関する事。 2 部、他班の応援に関する事。

		(部 長) 環境局長 (副部長) 総務政策部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
環 境 部	環境 総務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 環 境 学 習 課 長	総 務 課 員 環 境 学 習 課 員 グリーン成長推進課員 再生可能エネルギー導入推進課員 環境イノベーション支援課員 環境国際戦略課員	1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 他部との総合調整に関すること。
	環境 監視 班	(班 長) 環 境 監 視 部 長 (副 班 長) 環 境 監 視 課 長	環 境 監 視 課 員 産 業 廃 棄 物 対 策 課 員	1 公害発生施設並びに防止施設等の被害状況調査及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における公害調査に関すること。
	環 境 業 務 班	(班 長) 循 環 社 会 推 進 部 長 (副 班 長) 業 務 課 長 施 設 課 長 工 場 長 循 環 社 会 推 進 課 長	業 務 課 員 施 設 課 員 工 場 員 循 環 社 会 推 進 課 員	1 災害時におけるごみ及びし尿の収集運搬処理の総括に関すること。 2 ごみ処理施設等の災害対策の総括に関すること。 (1) ごみ処理施設 (2) 資源化物リサイクル施設 (3) 埋立処分場 (4) し尿中継施設 3 ごみ処理施設の復旧・運転に関すること。
	環 境 セ ン タ ー 班	(班 長) 環 境 セ ン タ ー 所 長 (副 班 長) 環 境 セ ン タ ー 副 所 長	環 境 セ ン タ ー 員	1 災害時におけるごみ及びし尿の収集運搬処理に関すること。

		(部 長) 産業経済局長 (副部長) 総務政策部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
産 業 経 済 部	産業 経済 総 務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 産 業 政 策 課 長	総 務 課 員 渡 船 事 業 所 員 産 業 政 策 課 員	1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 渡船事業施設の災害対策に関すること。
	地域 産 業 班	(班 長) 中 小 企 業 振 興 課 長 (副 班 長) 企 業 立 地 支 援 課 長	雇 用 政 策 課 員 ス タ ー ト ア ッ プ 推 進 課 員 中 小 企 業 振 興 課 員 企 業 立 地 支 援 課 員 物 流 拠 点 推 進 室 員 次 世 代 産 業 推 進 課 員 商 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 政 策 課 員	1 市内企業に関する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 2 商工業者の被害状況調査に関すること。 3 被災中小企業の金融相談及び指導に関すること。 4 学術研究都市に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 5 商業施設、商店街等の被害状況調査に関すること。
	観 光 班	(班 長) 観 光 課 長 (副 班 長) 門 司 港 レ ト ロ 課 長	観 光 課 員 門 司 港 レ ト ロ 課 員 M I C E 推 進 課 員	1 産業観光施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。
	農 林 水 産 班	(班 長) 農 林 課 長 (副 班 長) 水 産 課 長	農 林 課 員 水 産 課 員 鳥 獣 被 害 対 策 課 員 東 部 農 政 事 務 所 員 西 部 農 政 事 務 所 員 総 合 農 事 セ ン タ ー 員	1 緊急主食供給の総括及び関係機関との連絡に関すること。 2 農地及び農業用施設の災害対策に関すること。 3 農作物の病虫害防除対策に関すること。 4 農作物の被害状況の収集、把握に関すること。 5 技術対策並びに指導計画に関すること。 6 農業災害の金融相談に関すること。 7 応急措置用農作物種苗のあっせんに関すること。 8 林産物、林産施設の災害対策に関すること。 9 林業災害の金融相談に関すること。 10 鉱山の被害状況調査に関すること。 11 総合農事センター施設の災害対策に関すること。 12 家畜及び畜産施設の被害状況の収集把握に関すること。 13 家畜伝染病の防疫についての連絡調整に関すること。 14 水産施設の災害対策に関すること。

産業 経済部	農林水産班			<p>15 水産施設、漁船、漁具の被害状況の収集把握に関する事。</p> <p>16 漁業災害の金融相談に関する事。</p>
	中央卸売市場班	<p>(班 長)</p> <p>市 場</p> <p>(副 班 長)</p> <p>次</p>	<p>長</p> <p>長</p> <p>中央卸売市場員</p>	<p>1 災害時における青果物及び水産物の集荷対策に関する事。</p> <p>2 中央卸売市場施設の災害対策に関する事。</p> <p>3 市場施設等の被害状況調査に関する事。</p>

		(部長) 建設局長 (副部長) 総務用地部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
建設部	建設総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 用 地 管 理 課 長	総 務 課 員 用 地 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 部内災害対策活動の総合調整に関すること。 5 応急措置についての工作班等の編成派遣計画に関すること。 6 部関係災害工事用資機材の確保に関すること。 7 災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関すること。
	道路班	(班 長) 道 路 部 長 (副 班 長) 道 路 維 持 課 長	管 道 路 維 持 課 員 道 路 計 画 課 員 道 路 建 設 課 員 街 路 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の啓開及び応急措置並びに被害状況の収集把握に関すること。 2 公共土木施設の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。 3 災害時における道路交通対策に関すること。 4 都市計画街路の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。 5 公共土木施設(道路)、都市施設(街路)等の災害復旧事業の総括
	公園緑地班	(班 長) 公 園 緑 地 部 長 (副 班 長) 公 園 管 理 課 長	公 園 管 理 課 員 緑 政 課 員 みどり・公園整備課員 みどりの愛護のつどい推進室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園、霊園、街路樹等の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。 2 公共土木施設(公園)等の災害復旧事業の総括
	河川班	(班 長) 河 川 部 長 (副 班 長) 河 川 整 備 課 長	水 環 境 課 員 河 川 整 備 課 員 神 嶽 川 旦 過 地 区 整 備 室 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の被害状況の収集、及び報告。 2 災害時における河川対策に関すること。 3 水防計画の総括 4 公共土木施設(河川)の災害復旧事業の総括 5 土砂災害箇所(砂防事業等)の事業要望に関すること 6 河川等の維持補修業務(河川管理施設の現地確認、協議)
	整備事務所班	(班 長) 事 務 所 長 (副 班 長) 庶 務 課 長	庶 務 課 員 工 務 第 一 課 員 工 務 第 二 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班及び区対策部建設班との連絡整備に関すること。 2 区対策部建設班への応援職員配備に関すること。 3 施工中の工事箇所の被害状況の収集把握及び応急措置に関すること。 4 道路、公園、霊園、河川、水路の災害復旧に関すること。

		(部 長) 建築都市局長 (副部長) 総務部長	
		班	構 成
		分 担 事 務 内 容	
建 築 都 市 部	建築都市総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 都 市 景 観 課 長	総 務 課 員 都 市 景 観 課 員
	都市計画班	(班 長) 計 画 部 長 (副 班 長) 都 市 再 生 推 進 部 長	都 市 計 画 課 員 都 市 交 通 政 策 課 員 開 発 指 導 課 員 都 市 再 生 企 画 課 員 事 業 推 進 課 員 空 家 活 用 推 進 課 員
	指導班	(班 長) 指 導 部 長 (副 班 長) 建 築 指 導 課 長	建 築 指 導 課 員 建 築 審 査 課 員
	住宅班	(班 長) 住 宅 部 長 (副 班 長) 住 宅 計 画 課 長	住 宅 計 画 課 員 住 宅 管 理 課 員 住 宅 整 備 課 員
	建築班	(班 長) 建 築 部 長 (副 班 長) 建 築 支 援 課 長	建 築 支 援 課 員 建 築 課 員 施 設 保 全 課 員
	設備班	(班 長) 設 備 部 長 (副 班 長) 機 械 設 備 課 長	機 械 設 備 課 員 電 気 設 備 課 員
			<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 災害応急対策に必要な土木業者・建築業者等の連絡調整に関すること。
			<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の連絡に関すること。 2 都市高速道路、モノレール等の災害状況の把握、調査に関すること。 3 再開発事業地区、区画整理事業区域等の災害対策及び災害状況の調査、把握に関すること。 4 宅地造成地等に対する調査、災害防止のための指導、指示もしくは改善命令に関すること。 5 被災宅地危険度判定に関すること。 6 応急仮設住宅の供与に関すること。 (賃貸型)
			<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市街地における建築制限及び仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域の指定に関すること。 2 各種建築物の災害復旧指導及び相談に関すること。 3 被災建築物応急危険度判定に関すること。 4 被災者生活再建支援法等に基づく被害認定調査に関すること。
			<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の供与に関すること。(建設型) 2 被災した住宅の応急修理に関すること。 3 市営住宅等の災害対策及び被害状況の把握に関すること。 4 被災者の市営住宅等への入居に関すること。
			<ol style="list-style-type: none"> 1 市有建築物の災害状況の把握に関すること。 2 市有建築物の災害応急修理に関すること。 3 工事中の市有建築物の災害状況の把握及び安全確保に関すること。
			<ol style="list-style-type: none"> 1 市有建築物の災害状況の把握に関すること。 2 市有建築物の災害応急修理に関すること。 3 工事中の市有建築物の災害状況の把握及び安全確保に関すること。

(部 長) 港湾空港局長 (副部長) 総務部長				
	班	構 成	分 担 事 務 内 容	
港 湾 空 港 部	港 湾 総 務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 空 港 企 画 課 長	総 務 課 員 クルーズ・交流課員 空 港 企 画 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に関する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。 5 災害対策に必要な業者等との連絡調整に関する事。 6 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関する事。
	港 営 班	(班 長) 港 営 部 長 (副 班 長) 港 営 課 長	港 営 課 員 物 流 振 興 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び保管貨物の被災状況の確認及び使用可能施設等の現状調査に関する事。 2 施設利用者への災害についての各種情報の通知に関する事。 3 各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関する事。
	港 湾 整 備 班	(班 長) 港 湾 工 事 担 当 部 長 (副 班 長) 整 備 課 長	整 備 課 員 計 画 課 員 エネルギー産業拠点化推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧計画に関する事。 2 復旧工事等の実施に関する事。 3 災害査定に関する事。

(部 長) 消防局長 (副部長) 総務部長 警防部長 予防部長 救急部長						
班		構 成		分 担 事 務 内 容		
消 防 部	消防総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 人 事 課 長	総 人	務 事 課	員 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 非常食料及びその他必要物資の確保に関する事。 4 公務災害の補償及び確定に関する事。 5 職員の衛生管理に関する事。 6 職員の非常招集、待機、配置及び服務に関する事。 7 防災用機械器具の整備保全と配置運用に関する事。 8 応急資器材及び人員の輸送計画に関する事。 9 防災通信施設の保全整備並びに運用に関する事。 10 災害についての広報に関する事。
	予防班	(班 長) 予 防 課 長 (副 班 長) 指 導 課 長 規 制 課 長	予 指 規	防 導 制	員 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火対象物に対する防災対策に関する事。 2 市民への警報伝達に関する事。 3 危険物等の安全対策に関する事。
	警防班	(班 長) 警 防 課 長 (副 班 長) 消 防 団 課 長 救 急 課 長	警 消 救	防 防 団	員 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の指揮、調整に関する事。 2 消防署、消防団の非常招集及び出勤調整に関する事。 3 災害現場の消防統制及び連絡に関する事。 4 災害情報の収集、記録及び報告に関する事。 5 救助、救急対策に関する事。
	指令班	(班 長) 指 令 課 長 指 令 第 二 担 当 課 長 指 令 第 三 担 当 課 長	指 指 指	令 令 令	員 員 員 (一 部) (二 部) (三 部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害出動の各種指令に関する事。 2 各署間の出動調整に関する事。 3 災害現場の無線運用及び統制に関する事。 4 気象情報、災害情報の収集伝達に関する事。
	航空隊	(班 長) 航 空 隊 長	航 空 隊		員	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内における警報の伝達に関する事。 2 災害状況調査に関する事。 3 災害の警戒及び広報に関する事。 4 災害現場における救急救助活動に関する事。 5 空中消火及び空中輸送に関する事。
	消防隊	(班 長) 各 消 防 署 長 各 消 防 団 長 (副 班 長) 各 消 防 署 副 署 長 (予 防 課 長) 各 消 防 署 警 防 課 長 ・ 警 防 担 当 課 長 各 消 防 団 副 団 長	各 各	消 防 署	員 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関との連絡に関する事。 2 管内における警報の伝達に関する事。 3 災害現場における避難の報告に関する事。 4 気象情報、災害情報の収集記録及び報告に関する事。 5 災害危険箇所等の警戒及び応急措置に関する事。 6 災害現場における救急救助活動に関する事。 7 災害通信連絡に関する事。 8 災害の各種証明に関する事。

		(部 長) 上下水道局長 (副部長) 総務経営部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
上 下 水 道 部	上下水道総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 経 営 企 画 課 長	総 務 課 員 経 営 企 画 課 員 海 外 事 業 課 員 広 域 事 業 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。 5 部職員の動員に関する事。 6 災害対策従事職員の勤務及び給与に関する事。 7 被災職員の調査及び援護に関する事。 8 上下水道関係、災害対策予算並びに資金の応急調整に関する事。 9 災害時における上下水道関係現金の出納に関する事。 10 被災者に対する上下水道料金の軽減及び免除措置に関する事。 11 車両の配置に関する事。 12 上下水道災害時の広報、広聴及び報道機関との連絡に関する事。 13 災害資料の作成に関する事。 14 他班の応援に関する事。
	水道給水班	(班 長) 水 道 部 長 (副 班 長) 計 画 課 長	計 画 課 員 設 計 課 員 配 水 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水についての総合調整に関する事。 2 指定給水装置工事事業者に対する連絡に関する事。 3 配水池及び導水、送水、配水等の災害対策に関する事。 4 災害時における配水の調整に関する事。 5 上水道施設の災害対策に関する事。 6 工業用水施設の災害対策に関する事。 7 量水器の整備及び修理に関する事。 8 災害時における資材の輸送に関する事。
	水道浄水班	(班 長) 浄 水 担 当 部 長 (副 班 長) 浄 水 課 長	浄 水 課 員 井 手 浦 浄 水 所 員 穴 生 浄 水 所 員 本 城 浄 水 所 員 水 質 試 験 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水施設の災害対策に関する事。 2 水道無線通信施設の防護及び無線通信連絡に関する事。 3 原水及び浄水の確保に関する事。 4 水質検査に関する事。
	水道(下水道)方面班	(班 長) 各 工 事 事 務 所 長	各 工 事 事 務 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内上下水道施設に対する災害対策に関する事。 2 管内の応急給水に関する事。 3 管内工事に用資材の確保に関する事。 4 区対策部長の指示による管内災害救助の応急給水に関する事。 5 工事施工中の工事現場の安全確認

上下水道部	下水道施設班	(班 長) 施設担当部長 (副班長) 施設課長	下水道整備課員(一部) 施設課員 水質管理課員 東部浄化センター職員 西部浄化センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポンプ場、浄化センターの被害状況の収集把握に関すること。 2 ポンプ場、浄化センターの災害対策に必要な業者との連絡調整に関すること。 3 ポンプ場、浄化センターの応急復旧に関すること。 4 下水処理水の提供に関すること。
	下水道班	(班 長) 下水道部長 (副班長) 下水道計画課長	下水道計画課員 下水道保全課員 下水道整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害状況の収集、及び報告。 2 災害時における下水道対策に関すること。

		(部 長) 教育長 (副部長) 総務部長	
		班	構 成
		分 担 事 務 内 容	
教 育 部	教育 総 務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 企 画 調 整 課 長	総 務 課 員 企 画 調 整 課 員 図 書 館 員
	学 校 班	(班 長) 教 職 員 部 長 (副 班 長) 教 職 員 課 長	教 職 員 課 員 学 校 保 健 課 員 施 設 課 員 指 導 企 画 課 員 学 校 教 育 課 員 生 徒 指 導 課 員 特 別 支 援 教 育 課 員 特 別 支 援 教 育 相 談 セ ン タ ー 職 員 教 育 情 報 化 推 進 課 員 授 業 づ くり 支 援 企 画 課 員 教 育 セ ン タ ー 職 員 学 校 教 職 員
			<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 教委関係災害対策従事職員（学校班の分担事務を除く）の勤務及び給与に関する事。 5 教委関係被災職員の調査及び援護に関する事。 6 図書館の災害対策に関する事。 7 図書館使用の協力に関する事。 8 教育義えん金品の受付配分に関する事。
			<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難対策に関する事。 2 災害時の応急教育に関する事。 3 災害時の学校対策に関する事。 4 学校教育施設の災害対策に関する事。 5 代替教職員の確保に関する事。 6 小中特支教職員の公務災害に関する事。 7 小中特支教職員の被災者に対する給付金等援護措置に関する事。 8 災害時の学校給食に関する事。 9 学校の衛生管理、衛生機関との連絡に関する事。 10 衛生資材の調達、配付対策に関する事。 11 炊出し等学校給食施設使用の協力に関する事。 12 被災児童生徒に対する教科書その他学用品等の配付に関する事。 13 避難所等教育施設使用の協力に関する事。

		(部 長) 交通局長 (副部長) 交通局次長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
交 通 部	交 通 総 務 班	(班 長) 総 務 経 営 課 長 (副 班 長) 庶 務 係 長 経 営 企 画 係 長 経 理 担 当 係 長 貸 切 営 業 係 長	総 務 経 営 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 交通局関係災害対策予算並びに資金の応急調整に関する事。 5 災害時における交通局関係現金の出納に関する事。 6 交通局関係応急資材の確保に関する事。 7 災害対策従事職員の勤務及び給与に関する事。 8 被災職員の調査及び援護に関する事。
	交 通 運 輸 班	(班 長) 営 業 推 進 課 長 (副 班 長) 営 業 所 長 運 輸 サ ー ビ ス 係 長 施 設 整 備 係 長 事 業 推 進 担 当 係 長	営 業 推 進 課 員 営 業 所 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 バス乗客の救出、避難及び誘導に関する事。 2 災害時における運行対策に関する事。 3 車両その他施設の災害対策に関する事。 4 自動車燃料、油脂等危険物の災害対策に関する事。 5 工場その他調整施設の災害対策に関する事。 6 災害時における乗客の緊急輸送に関する事。

		(部 長) 公営競技局長 (副部長) 公営競技局次長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
公 営 競 技 部	公営 競 技 総 務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 地 域 貢 献 室 長	総 務 課 員 地 域 貢 献 室 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。 4 公営競技局関係災害対策予算並びに資金の応急調整に関する事。 5 被災職員の調整及び援護に関する事。
	競 輪 事 業 班	(班 長) 競 輪 事 業 課 長 (副 班 長) 管 理 係 長	競 輪 事 業 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 競輪場等の事業施設の災害対策に関する事。 2 事業施設の被害状況の収集把握に関する事。
	業 班 ボ ー ト レ ー ス 事 業	(班 長) ボートレース事業課 長 (副 班 長) 企 画 係 長	ボートレース事業課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボートレース場等事業施設の災害対策に関する事。 2 事業施設の被害状況の収集把握に関する事。

		(部 長) 市議会事務局長 (副部長) 行政委員会事務局長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
協 力 部	市議会事務局班	(班 長) 市議会事務局次長 (副班長) 総務課長	市議会事務局員	1 災害時における議会関係緊急対策に関すること。 2 緊急を要する他部への応援協力に関すること。 3 その他、特命事項
	技術班	(班 長) 技術部長 (副班長) 技術企画課長	技術企画課員 検査課員 技術管理課員 技術支援課員	1 緊急を要する他部への応援に関すること。 2 その他、特命事項
	行政委員会事務局班	(班 長) 行政委員会事務局次長 (副班長) 総務課長	行政委員会事務局員	1 緊急を要する他部への応援に関すること。 2 その他、特命事項

区対策部事務分担基準表

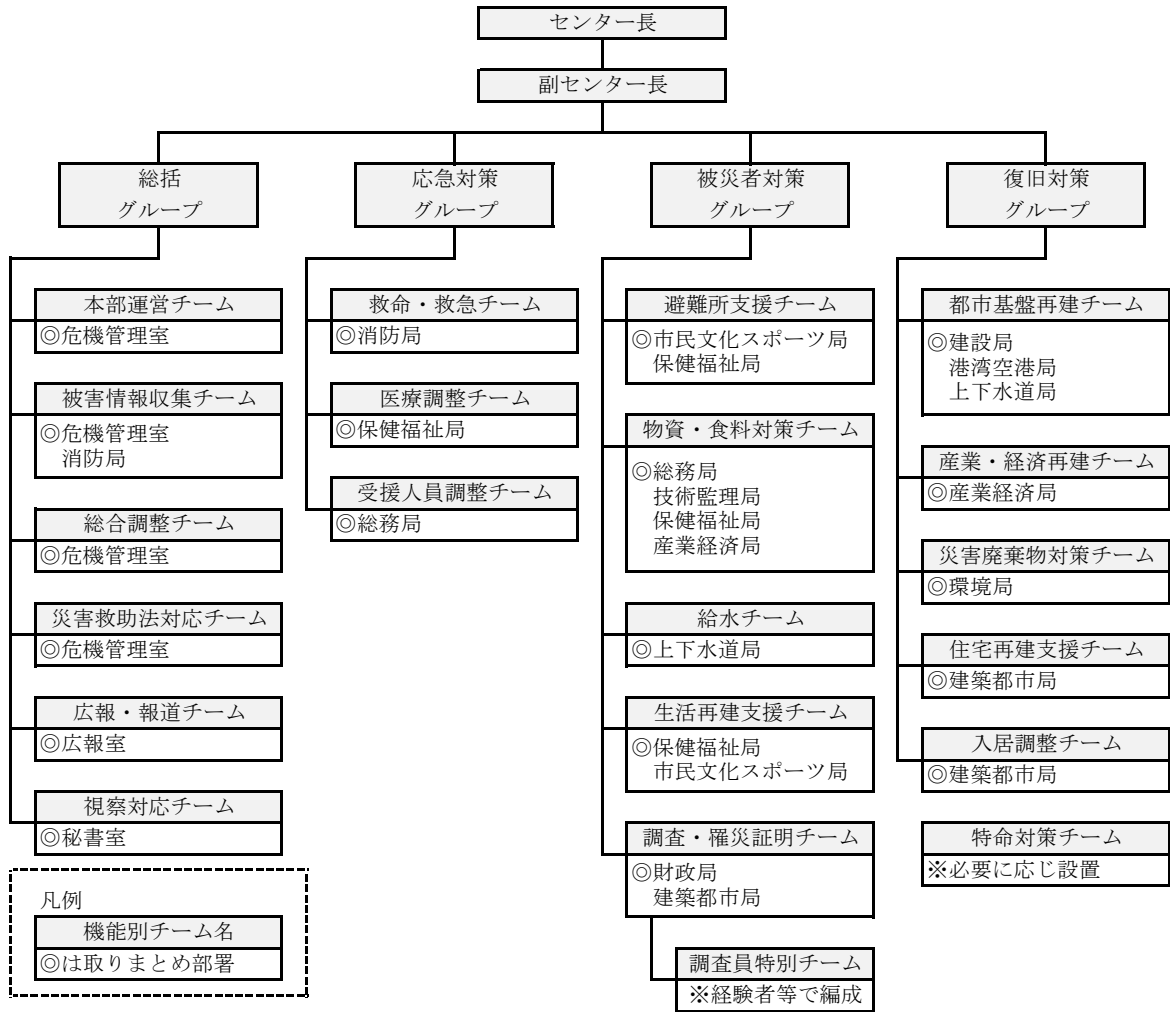
		(部 長) 区長 (副部長) 区次長、保健福祉担当部長、消防署長、(部付) 消防署警防課長又は警防担当課長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
区 対 策 部	総 務 班	(班 長) 総 務 企 画 課 長	総務企画課員(一部) 出張所員 消防署警防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内における総合的災害対策に関する こと。 2 本部及び他部との連絡に関する こと。 3 災害対策活動体制の指示に関する こと。その他、諸命令、情報等の伝達に 関すること。 4 情報及び災害状況のとりまとめ及び総 括部への報告に関する こと。 5 警察、消防等関係機関並びに民間諸団 体との連絡に関する こと。 6 災害予算の経理に関する こと。 7 自衛隊並びに応急諸団体の受入、その 他連絡調整に関する こと。 8 部員の動員待機、配置その他勤務に関 する こと。 9 車両の配置、輸送、物資の調達に関す る こと。 10 その他部の他班に属さない こと。 11 罹災証明書の交付に関する こと。
	市民 相 談 班	(班 長) 市 民 課 長	総務企画課員(一部) 市 民 課 員 コミュニティ支援課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における市民からの各種問合 せ、苦情、陳情等の広聴に関する こと。 2 気象情報、災害情報、避難所、収容所 等の周知及び各種の広報活動に関する こと。 3 災害復旧についての相談に関する こと。
	民 生 班	(班 長) コミュニティ支援課長 ※状況に合わせて避難 行動要支援者避難支援 班を設置 (班 長) 保 健 福 祉 課 長	総務企画課員(一部) 財政局市税事務所員 国保年金課員 コミュニティ支援課員(一部) 保健福祉課員 保護課員(一部) 消防署予防課員(一部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関する こと。 2 避難所、収容所の設置及び運営管理に 関する こと。 3 被災者の受入れ、保護、遺体対策に関 する こと。 4 被災者に対する非常炊出しに関する こ と。 5 救援物資の確保に関する こと。 6 その他災害救助に必要な こと。 7 被災者に対する応急給水に関する こ と。 8 救護所に関する こと。 9 要配慮者対策に関する こと。 10 被災者に対する医療、助産に関する こ と。 11 被災者の健康管理、こころのケアに関 する こと。 12 被災者生活再建支援法等に基づく被害 認定調査に関する こと。 13 避難行動要支援者の避難支援(福祉避 難所への連絡調整等)に関する こ と。

区 対 策 部	建 設 班	(班 長) まちづくり整備課長	まちづくり整備課職員 (整備事務所員) 建築都市局 折尾総合 整備事務所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等公共土木施設の応急対策に関すること。 2 災害応急復旧資材の確保に関すること。 3 堆積土砂その他障害物の除去に関すること。 4 災害発生予想警戒区域（箇所）の調査及び応急対策に関すること。 5 土木関係被害状況調査に関すること。
	協 力 班	(班 長) 保 護 課 長	保 護 課 員 (一 部) (農 委 事 務 局 員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班への応援協力に関すること。 2 その他特命事項

別表第 3

災害対策センター組織図

センター長＝危機管理監
 副センター長＝危機管理室長
 グループ長＝原則部長級職員
 副グループ長＝原則部長級職員
 チーム長＝原則課長級職員
 副チーム長＝原則課長級職員



※ 各対策グループ及び各機能別チームは、必要とされる災害対策に応じて設置

(令和5年4月)

災害対策センター事務分担表

令和5年4月

グループ長：危機管理室長 副グループ長：危機管理課長			
チー ム		構成 (チーム員)	主 な 事 務 分 掌
総 括 グ ル ー プ	本部運営チーム (チーム長) 危機管理課長 (副チーム長) 危機管理課庶務係長 (専門官) 防災専門官	危機管理課員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 災害対策本部の庶務に関する事 2 災害対策本部会議に関する事 3 災害対策センターの運営に関する こと。 4 自衛隊の派遣要請に関する事。
	被害情報収集チーム (チーム長) 災害対策担当課長 (副チーム長) 危機管理課災害対策係長	危機管理課員 消防局職員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 防災指令に関する事。 2 避難情報に関する事。 3 被害情報の収集に関する事。 4 気象情報の収集に関する事。
	総合調整チーム (チーム長) 防災企画担当課長 (副チーム長) 危機管理課地域防災担当係長	危機管理課員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 行政機能確保状況の報告に関する こと。 2 災害救援協定に関する事。 3 各種機能別チームとの連携に関する 事。
	災害救助法対応チーム (チーム長) 危機管理課長 (副チーム長) 危機管理課防災連携担当係長	危機管理課員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 災害救助法関係事務の連絡調整に 関すること。 2 被災者台帳システムの運用に関する 事。 3 各種被災者支援の集約に関する事。
	広報・報道チーム ※チーム長、副チーム 長は、広報室が選任 (原則課長級職員)	広 報 課 員 報 道 課 員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 災害についての広報に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。 3 災害写真の収集に関する事。
	視察対応チーム ※チーム長、副チーム 長は、秘書室が選任 (原則課長級職員)	秘 書 室 員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 本部長、副本部長の秘書に関する こと。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に関 すること。

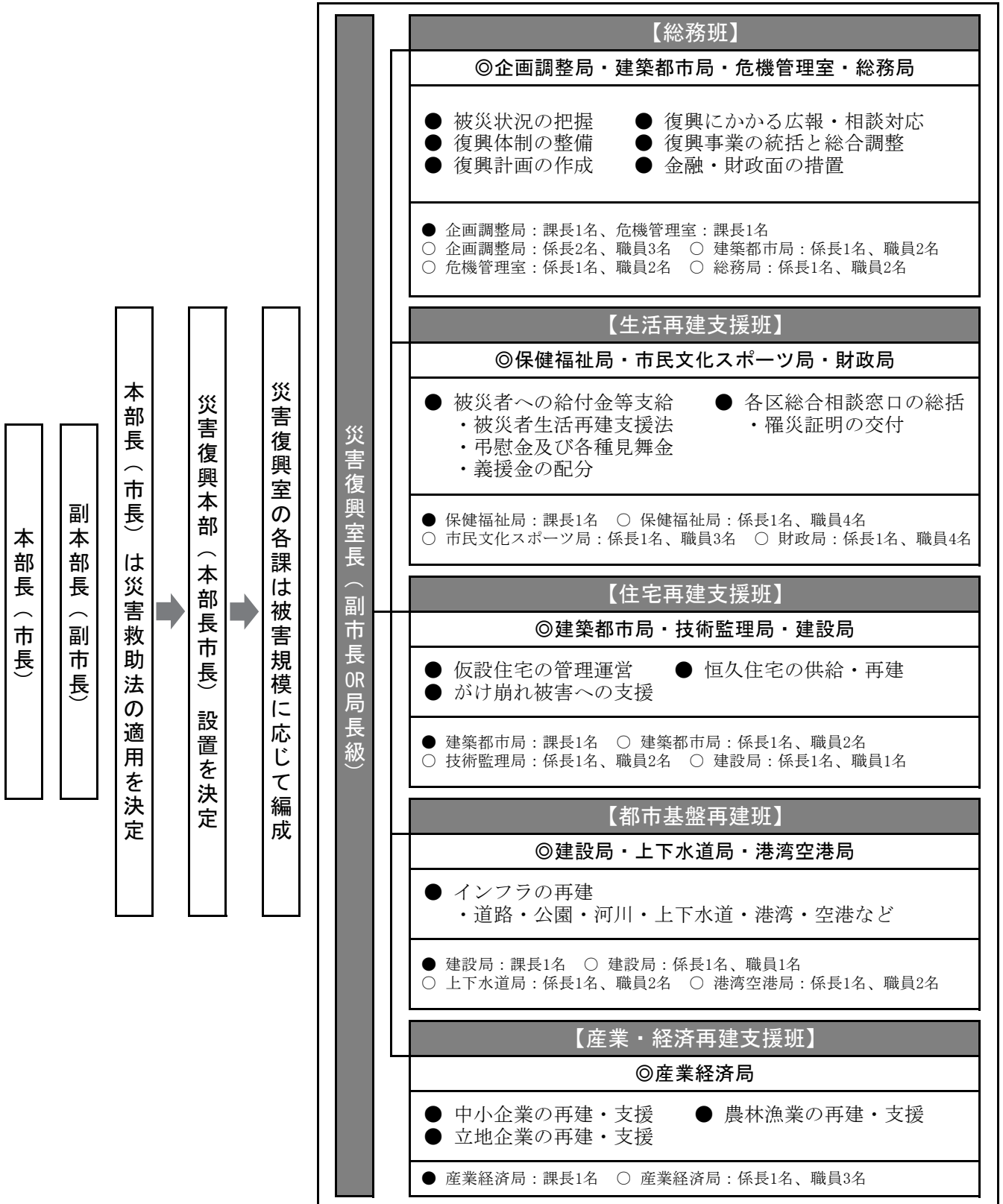
		グループ長：保健福祉局が選任（原則部長級職員） 副グループ長：保健福祉局が選任（原則部長級職員）		
		チ ャ ム	構 成（チーム員）	主 な 事 務 分 掌
応 急 対 策 グ ル ー プ	救命・救急チーム	※チーム長、副チーム長は、消防局が選任（原則課長級職員）	消 防 局 職 員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 救命・救急活動及び行方不明者捜索に関する事 2 救命・救急に係る自衛隊、警察、海上保安部等との調整に関する事
	医療調整チーム	※チーム長、副チーム長は、保健福祉局が選任（原則課長級職員）	保 健 福 祉 局 職 員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 災害医療・保健活動に係る総合調整に関する事 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療関係機関との連絡調整に関する事 3 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関する事 4 救護班の配置調整に関する事 5 他都市医療救護班、医療ボランティア、医療応援職員等の受入れ・運用調整に関する事 6 避難所等への医療提供、保健衛生指導等に関する事 7 被災者の心のケア、疾病予防に関する事
	受援人員調整チーム	※チーム長、副チーム長は、総務局が選任（原則課長級職員）	総 務 局 職 員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 全庁体制での人的応援に係る全体の総括及び調整に関する事 2 他都市等からの人的応援に係る全体の総括及び調整に関する事

		グループ長：市民文化スポーツ局が選任（原則部長級職員） 副グループ長：市民文化スポーツ局が選任（原則部長級職員）		
		チー ム	構 成（チーム員）	主 な 事 務 分 掌
被 災 者 対 策 グ ル ー プ	避難所支援チーム	※チーム長、副チーム長は、市民文化スポーツ局が選任（原則課長級職員）	市民文化スポーツ局職員 保健福祉局職員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 区対策部が行う避難所運営の支援に関すること。 2 区対策部が行う避難所支援の総括及び全体調整に関すること。
	物資・食料対策チーム	※チーム長、副チーム長は、総務局が選任（原則課長級職員）	総務局職員 技術監理局職員 保健福祉局職員 産業経済局職員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 物資・食料対策に係る全般統制に関すること。 2 「緊急物資一元管理・輸送システム」の運用に関すること。 3 物資・食料についての被災者ニーズの集約に関すること。
	給水チーム	※チーム長、副チーム長は、上下水道局が選任（原則課長級職員）	上下水道局職員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 応急給水についての総合調整に関すること。 2 断水状況及び応急給水状況の情報収集に関すること。
	生活再建支援チーム	※チーム長、副チーム長は、保健福祉局が選任（原則課長級職員）	保健福祉局職員 市民文化スポーツ局職員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給に関すること。 2 災害援護資金の貸付に関すること。 3 被災者生活再建支援金等に関すること。 4 義援金に関すること。 5 総合相談窓口に関すること。 6 その他被災者支援に関すること。
	調査・罹災証明チーム	※チーム長、副チーム長は、財政局が選任（原則課長級職員）	財政局職員 建築都市局職員 ※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名	1 区対策部が行う被害認定調査の総括及び全体調整に関すること。 2 区対策部が行う罹災証明書の交付事務の総括及び全体調整に関すること。 3 調査員特別チームの運用に関すること。

		グループ長：建築都市局が選任（原則部長級職員） 副グループ長：建築都市局が選任（原則部長級職員）		
		チー ム	構成（チーム員）	主 な 事 務 分 掌
復 旧 対 策 グ ル ー プ	都市 基 盤 再 建 チ ー ム	※チーム長、副チーム長は、建設局が選任（原則課長級職員）	建設局職員 港湾空港局職員 上下水道局職員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 各種インフラの被害状況の把握に関すること。 2 各種インフラの災害対応に関すること。 3 各種インフラの復旧に関すること。
	産業・ 経済 再 建 チ ー ム	※チーム長、副チーム長は、産業経済局が選任（原則課長級職員）	産業経済局職員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 市内企業に関する情報のとりまとめに関すること。 2 商業施設、商店街等の被害状況調査に関すること。 3 農林水産業の被害対策に関すること。 4 被災中小企業の金融相談及び指導に関すること。
	災害 廃 棄 物 対 策 チ ー ム	※チーム長、副チーム長は、環境局が選任（原則課長級職員）	環境局職員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 災害廃棄物の収集運搬・処理処分に関すること。 2 災害廃棄物集積所の設置に関すること。 3 災害廃棄物処理施設の確保及び復旧計画に関すること。
	住宅 再 建 支 援 チ ー ム	※チーム長、副チーム長は、建築都市局が選任（原則課長級職員）	建築都市局職員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 応急仮設住宅の供与に関すること。 2 住宅の災害応急修理に関すること。 3 市営住宅の災害対策及び災害状況の把握に関すること。 4 被災者の市営住宅への入居に関すること。
	入 居 調 整 チ ー ム	※チーム長、副チーム長は、建築都市局が選任（原則課長級職員）	建築都市局職員 ※チーム長が必要に応じ 上記所属の職員から指名	1 仮設住宅等への入居調整に関すること。

災害復興本部（災害復興室）の設置イメージ

フェーズ	災害対策本部	→	災害復興本部（災害復興室の設置）
	発災（滅失住宅150世帯など）		危機を応急的に解消 本格的復旧（復興）体制を整備



※熊本地震を参考とした人数イメージ

○ 災害救助法概要

1 災害救助法の目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。（災害救助法第1条）

2 救助の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として救助実施市の市長が行う。

3 災害救助法適用基準

(1) 法適用の要件

法による救助単位区域（政令都市にあっては、区の区域。ただし市を単位区域とすることもできる。）において同一原因による被害が一定の規模（基準被害数）に達した場合で、現に被災者の救助を要する状態にある場合に適用される。

ただし、同時又は接近して異なる原因による災害が発生したときには、その実情に応じて、これらの災害を一の災害とみなして適用される。

(2) 単位区域

ア 区の区域を単位とする場合

一区の区域に被害が限定し、他区の被害がきわめて軽微な場合は区の区域を単位とする。

イ 市の区域を単位とする場合

災害の被害が市内全域に同等程度生じた場合市の区域とする。

(3) 法の適用を受ける被害基準

次に掲げる基準被害数に達した場合は法の適用を受ける。

ア 住家の被害の場合

北九州市各区の区域及び市の区域で次表のA、B、C、D区分による住家滅失世帯を生じた場合

単 位 区 域	被害基準 の区分	A	B	C	D
		一区域の被害（滅失住家）が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第1号による。）	福岡県内の被害が2,500世帯以上で一区域の被害が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第2号による。）	福岡県内の被害が12,000世帯以上で一区域の被害が次の場合（施行令第1条第1項第3号による。）	隔絶地帯等に災害が発生し、救護を困難とする特別の事情があり、多数の住家に被害をうけた場合（施行令第1条第1項第3号による。）
門司区	80世帯	40世帯	区域内の住家被害が多数である場合	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とする場合で、多数の世帯の住家が滅失した場合	
小倉北区	100世帯	50世帯			
小倉南区	100世帯	50世帯			
若松区	80世帯	40世帯			
八幡東区	80世帯	40世帯			
八幡西区	100世帯	50世帯			
戸畑区	80世帯	40世帯			
北九州市	150世帯	75世帯			

※ 滅失世帯数は、住家を全壊（焼）又は流失した世帯を1、半壊（焼）又は半流失した世帯を1/2、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯を1/3として積算した数

イ 人命の被害の場合（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。）

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- ・ 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- ・ 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(イ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- ・ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ・ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ・ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a. 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b. 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - c. 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

4 災害救助法の適用手続

法の適用基準に該当し、市長が被災地域のり災者に対し法第4条に規定する救助を実施しようとするときは、ホームページや報道機関を通じて市民に周知する。

5 被害状況提供

災害救助活動は、まず正確な被害状況を迅速に把握することによる。市長が災害救助法を発動すべきか否かを判断し、災害の事態に対応した救助計画をすみやかに樹立して、救助体制を整備することのできるのには、被害情報による。したがって迅速正確な被害状況の収集をし、内閣府に情報提供をすることとなる。

- (1) 情報提供を必要とする災害
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 災害による被害が当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのある災害
 - ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告の必要があると認められる災害
 - エ その他特に情報提供の依頼のある災害
- (2) 情報提供の時期、内容、要領及び方法

情報提供は、災害発生の時間的経過に伴い、発生情報、中間情報、決定情報の3種類に分かれ、概ね次の表のとおりである。

事項	時期	内容
発生情報	災害発生直後	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因 ③ 災害発生時における被害状況 ④ 法適用の要請の見込み ⑤ 既にとった措置及び今後の措置
中間情報	災害救助法適用後、必要の都度	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因 ③ 被害状況 ④ 法適用市町村名、適用月日時 ⑤ 応急救助の実施状況 ⑥ 救助費概算額 ⑦ 救助費の予算措置の概況

事項	時 期	内 容
決 定 情 報	応急救助の完了後	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因 ③ 確定した被害状況 ④ 法適用市町村名、適用月日時 ⑤ 応急救助の実施状況 ⑥ 救助費概算額 ⑦ 救助費の予算措置の概況

6 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出し、その他による食品の給与、及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

7 災害救助法による被害認定基準

被害の区分	認 定 基 準
住 家	<p>「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。</p> <p>(注1) 一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。</p> <p>(注2) 法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。</p>

被害の区分	認 定 基 準
世 帯	<p>ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。</p> <p>イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱う。</p> <p>(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議すること。</p> <p>ウ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。</p>
死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>(注) 災害が原因で死亡した者には、従来、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含む。</p>
災害関連死者	<p>死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）</p>
行 方 不 明	<p>当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。</p>
負 傷	<p>災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。</p>
全壊、全焼 又は流失	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p>
半壊又は半焼	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。</p>
床 上 浸 水	<p>「全壊、全焼又は流失」及び「半壊又は半焼」に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p>

○ 災害救助基準

(令和5年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 1 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から1ヵ月以内（文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10 日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

イ 3千万円以下の部分の金額については 100分の10
ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト 5億円を超える部分の金額については 100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律

(昭和四十八年九月十八日)

(法律第八十二号)

最終改正：令和三年五月一〇日法律第三〇号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 災害弔慰金の支給(第三条—第七条)
- 第三章 災害障害見舞金の支給(第八条・第九条)
- 第四章 災害援護資金の貸付け(第十条—第十七条)
- 第五章 雑則(第十八条・第十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第二章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚

したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

- 3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

(災害による死亡の推定)

第四条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

(譲渡等の禁止)

第五条の二 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

- 2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(非課税)

第六条 租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

第七条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(準用規定)

第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

第四章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条第一項の規定による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3 災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十年を超えない範囲内で政令で定める。

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。

(都道府県の貸付け)

第十一条 都道府県は、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。)が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

第十二条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年(指定都市に対するものにあつては十一年)を超えない範囲内で政令で定める。

(償還金の支払猶予)

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還免除)

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(貸付金の償還方法)

第十五条 市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額(利子及び延滞利子に係る金額を除く。第三項において同じ。)に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

2 都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

3 指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条 第十条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け(これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。)に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に関して適用する。

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資

産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

- 2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

- 2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附 則 (昭和五〇年一月二三日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年四月一〇日法律第二二号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則（昭和五七年八月六日法律第七〇号）抄
（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成三年九月二六日法律第八八号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項及び第八条第二項の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

附 則（平成二三年七月二九日法律第八六号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

（検討）

- 4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条、第三条(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第四条(子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。)及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報

告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月七日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)附則第二条第一項又は第三条第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に市町村(特別区を含む。次条において同じ。)が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。)の規定によりした新法附則第二条第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除(同項に規定する場合にされたものに限る。)は、同項の規定による免除とみなす。

第四条 新法附則第三条の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表(第八条関係)

(昭五七法七〇・追加)

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼^{そしやく}及び言語の機能を廃したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 六 両上肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(昭和四十八年十二月二十六日)

(政令第三百七十四号)

最終改正：令和元年七月一九日同第六一号

内閣は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項、第五条、第八条第一項から第三項まで、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第三条第一項に規定する政令で定める災害)

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。

2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。

(法第三条第三項に規定する政令で定める額)

第一条の二 法第三条第三項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(法第五条に規定する政令で定める場合)

第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。

(法第八条第二項に規定する政令で定める額)

第二条の二 法第八条第二項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては百二十五万円とする。

(準用)

第二条の三 第二条の規定は、災害障害見舞金の支給の制限について準用する。この場合において、同条中「法第五条」とあるのは「法第九条において準用する法第五条」と、「当該死亡」とあるのは「当該障害」と読み替えるものとする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める災害)

第三条 法第十条第一項に規定する政令で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。

(法第十条第一項の規定による所得の算定)

第四条 法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得)について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。)に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同法第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める額)

第五条 法第十条第一項に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が一人であるときは二百二十万円、二人であるときは四百三十万円、三人であるときは六百二十万円、四人であるときは七百三十万円、五人以上であるときは七百三十万円にその世帯に属する者のうち四人を除いた者一人につき三十万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、千二百七十万円とする。

(法第十条第一項第二号に規定する政令で定める損害)

第六条 法第十条第一項第二号に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

(災害援護資金の限度額及び償還方法)

第七条 法第十条第二項に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただし、内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2 法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年(内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年)とする。

3 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(一時償還)

第八条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第九条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(都道府県の貸付金の償還期間)

第十条 法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。

(国の貸付金の償還期間)

第十一条 法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年(指定都市に対する貸付金にあつては、十一年)とする。

(償還金の支払猶予)

第十二条 法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他

市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

(法第十五条の規定による貸付金の償還方法)

第十三条 法第十五条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附 則

- 1 この政令は、法の施行の日(昭和四十九年一月一日)から施行する。
- 2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金(次項第一号において「府県の貸付金」という。)に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。))を除く。)が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。
- 3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。
 - 一 府県が、市町(指定都市を除く。)に対し、地方自治法施行令第七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。
 - 二 指定都市が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

附 則 (昭和五〇年一月二三日政令第九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月三日政令第一七二号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条及び第五条の規定は、昭和五十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和五三年七月三日政令第二七三号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十三年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和五四年六月一九日政令第一八三号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十四年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和五五年五月三〇日政令第一四五号）

- 1 この政令は、昭和五十五年六月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年四月一〇日政令第一二一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第七条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和五六年六月一六日政令第二三二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十六年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和五七年五月三一日政令第一五六号）

- 1 この政令は、昭和五十七年六月一日から施行する。
- 2 昭和五十七年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年八月一四日政令第二二三号）抄

- 1 この政令は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年八月十六日)から施行し、改正後の第二条の二及び第二条の三の規定は、同年七月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和五八年七月一日政令第一四九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十八年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和五九年五月二九日政令第一六三号）

- 1 この政令は、昭和五十九年六月一日から施行する。
- 2 昭和五十九年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年六月七日政令第一六九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和六十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和六一年六月一〇日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和六十一年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和六一年一二月二六日政令第三八六号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七条第一項の規定は、昭和六十一年七月十日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和六二年五月二九日政令第一八一号）

- 1 この政令は、昭和六十二年六月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月三一日政令第一七四号）

- 1 この政令は、昭和六十三年六月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月三一日政令第一六〇号）

- 1 この政令は、平成元年六月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月八日政令第一四五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、平成二年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成三年五月二九日政令第一八七号）

- 1 この政令は、平成三年六月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成三年九月二六日政令第三一一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は平成三年六月三日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第二条

の二の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第五条及び第七条第一項の規定は同年五月二十六日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成四年五月二九日政令第一八五号）

- 1 この政令は、平成四年六月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成五年五月二八日政令第一七九号）

- 1 この政令は、平成五年六月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 平成五年五月三十一日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 平成六年五月三十一日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについてこの政令による改正後の第四条の規定が適用される場合においては、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(地方税法の一部を改正する法律(平成四年法律第五号)による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第三百十三條第一項に規定する総所得金額)」とする。

附 則（平成六年五月二七日政令第一四四号）

- 1 この政令は、平成六年六月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月三十一日政令第一四二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第十七条の改正規定並びに附則第九条及び第十条の規定 平成九年四月一日

附 則（平成七年五月二六日政令第二二四号）

- 1 この政令は、平成七年六月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸

付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月三十一日政令第八〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第七条の十四の三の改正規定、第四十九条の二第一項の改正規定、第五十二条の四の改正規定及び第五十二条の十の十二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第一項及び第二項並びに第十七条の三第一項から第三項までの改正規定並びに附則第十八条の改正規定(同条第四項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改める部分を除く。)並びに附則第三条第二項、第六項及び第十項、第八条並びに第九条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月三十一日政令第一六六号）
（施行期日）

1 この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成九年五月三〇日政令第一七九号）
（施行期日）

1 この政令は、平成九年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年五月二十九日政令第一八八号）
（施行期日）

1 この政令は、平成十年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成

十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年五月二四日政令第一八二号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第一九七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(母子及び寡婦福祉法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第六条

3 被害を平成十七年五月までに受けた場合における災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年一月五日政令第一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日政令第一二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同条を同令第四十八条の三の三とし、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の七第一項の改正規定(「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲」を「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「、同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号」と)を

削る部分を除く。)並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定(「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。)、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定(「第二十条の二第十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。)、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定(同条第二項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の三の改正規定(同条第三項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年三月三十一日政令第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三十一日政令第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二五年九月二六日政令第二八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第七条の規定の施行前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、同条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第一条、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二八年五月二五日政令第二二六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二九年一月一日）

附 則（平成三一年一月三〇日政令第一六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第十条」とあるのは、「第九条」とする。

3 この政令による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第九条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一九日政令第六一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十条第一項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十三条第一項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなす。

○ 北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月27日

条例第13号

最終改正：令和元年12月20日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行い、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行うことにより、市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた時に、市の区域内に住所を有する者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害弔慰金は、市民が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)第1条に規定する災害(以下「令1条災害」という。)により死亡した場合に、その者の遺族に対して支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他特別の事情がある場合において、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対して行われたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 令1条災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までの規定による災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 令1条災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 令1条災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認める場合

(報告の徴収等)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給に関して必要があると認めるときは、遺族に対し、必要な報告を求め、又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 災害障害見舞金は、市民が令1条災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある場

合に、当該市民(以下「障害者」という。)に対して支給する。

(災害障害見舞金の額)

第10条 災害障害見舞金の1の令1条災害における障害者1人当たりの額は、当該障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 災害援護資金は、令第3条に規定する災害(次条において「令3条災害」という。)により、法第10条第1項各号に掲げる被害を世帯が受けた場合に、当該世帯の生活の立直しに資するため、当該世帯の市民である世帯主に対して貸し付ける。

2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1の令3条災害における1世帯当たりの貸付限度額は、当該災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

2 被害が前項第1号ウ又は第2号イ若しくはウに該当する場合において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合のこれらの規定の適用については、同項第1号中「270万円」とあるのは「350万円」と、同項

第2号中「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

- 3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項かつこの書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とする。
- 3 災害援護資金の据置期間経過後の利率は、延滞の場合を除き次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利率とする。
 - (1) 保証人を立てる場合 年零パーセント
 - (2) 保証人を立てない場合 年1パーセント
- 4 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、繰上げ償還を妨げない。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条各項、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(北九州市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の付属機関として北九州市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 4 委員及び臨時委員は、医師、弁護士その他の市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了した時までとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行し、災害弔慰金の支給に関する規定は、昭和49年1月1日以降に生じた令1条災害について適用する。

(廃止条例)

- 2 北九州市災害弔慰金および見舞金に関する条例(昭和38年北九州市条例第89号。以下「廃止条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 昭和49年1月1日から昭和49年3月31日までの間に廃止条例第2条の規定により弔慰金の支給を受けた者に対する第5条の規定の適用については、同条中「50万円」とあるのは「50万円から廃止条例第2条の規定により支給された額を差し引いた額」とする。

付 則(昭和50年7月1日条例第25号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和50年1月23日以後生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

- 2 昭和50年1月23日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害弔慰金の経過規定)

- 3 遡及期間中に生じた災害について、改正後の条例の規定により災害弔慰金の支給を受けることとなる者(以下「新順位者」という。)以外の者が改正前の条例の規定により既に災害弔慰金の支給を受けている場合、新順位者に対する改正後の条例第5条の規定の適用については、同条中「にあつては100万円とし、その他の場合にあつては50万円」とあるのは「50万円」とする。
- 4 遡及期間中に生じた災害について、改正前の条例の規定により新順位者以外の者に対して支給された災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

- 5 遡及期間中において生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付 則(昭和52年4月11日条例第17号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

- 2 昭和51年9月7日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

- 3 遡及期間中において生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付 則(昭和53年7月1日条例第18号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

- 2 昭和53年1月14日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

- 3 遡及期間中に生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付 則(昭和56年7月1日条例第26号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

2 昭和55年12月14日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

3 前項に規定する期間中に生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付 則(昭和57年12月14日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則(昭和62年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(平成3年10月2日条例第36号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項及び第2項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(災害弔慰金の内払)

2 平成3年6月3日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

付 則(平成31年3月26日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年12月20日条例第41号)

この条例中第15条第3項の改正規定は公布の日から、第16条を第17条とし、第15条の次に1条を加える改正規定は令和2年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

- | | |
|---|---|
| 1 | 両眼が失明したもの |
| 2 | 咀嚼 ^{そしゃく} 及び言語の機能を廃したもの |
| 3 | 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの |
| 4 | 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの |
| 5 | 両上肢をひじ関節以上で失ったもの |
| 6 | 両上肢の用を全廃したもの |
| 7 | 両下肢をひざ関節以上で失ったもの |
| 8 | 両下肢の用を全廃したもの |
| 9 | 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの |

○ 北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年3月29日

規則第42号

最終改正：令和元年12月20日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年北九州市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえで支給するものとする。

- (1) 死亡者(条例第6条の規定により死亡の推定を受けた者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(条例第6条の規定により、死亡の推定をされた場合の原因となった事実の発生を含む。以下同じ。)の年月日及び状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市の区域外で死亡した市民(条例第2条第2項に規定する市民をいう。以下同じ。)の遺族は、死亡地の官公署の発行する被災証明書を市長に提出しなければならない。

2 市の区域内に住所を有しない遺族は、遺族であることを証明する書類を市長に提出しなければならない。

(災害障害見舞金の支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえで支給するものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 災害により負傷し又は疾病にかかった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市の区域外で災害により負傷し又は疾病にかかり、障害者となった市民は、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を市長に提出しなければならない。

2 障害者は、条例別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を市長に提出しなければならない。

(借入れの申込み)

第6条 条例第12条の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(以下この条及び次条第1項において「借入申込書」という。)を被害を受けた日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還期間及び償還方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合にあつては、保証人に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に住所を有していた借入申込者にあつては、その者の属する世帯の前年の所得に関する当該市町村の長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(資金の貸付けの決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による借入申込書の提出を受けたときは、世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査のうえ、貸付けの可否を決定するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書を当該借入申込者に交付するものとする。

3 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書を当該借入申込者に交付するものとする。

(災害援護資金借用書の提出)

第8条 前条第2項の規定により、災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者(以下この条において「貸付決定者」という。)は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合にあつては、当該保証人の記名押印がされたもの。以下「借用書」という。)に貸付決定者の印鑑証明書(保証人を立てる場合にあつては、貸付決定者及び保証人の印鑑証明書)を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第9条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 貸付金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還免除)

第11条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が死亡した場合 当該死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなった場合 償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合 当該決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還免除申請者に対して償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還免除申請者に対して償還免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(違約金の支払の免除)

第12条 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとするときは、その理由を記載した

違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、借受人に対して違約金の支払の免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、借受人に対して違約金の支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、借受人に対して支払猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予をした期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、借受人に対して支払猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(氏名等変更届)

第14条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等、その他借用書に記載した事項の異同を生じたときは、借受人は、すみやかに、市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出るものとする。

(委員会の所掌事務)

第15条 北九州市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関する事項
- (2) 災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し市長が必要と認める事項

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(委員会の会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(関係者の出席等)

第18条 委員会は、第15条各号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員及び臨時委員の守秘義務)

第19条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委員長への委任)

第21条 第15条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年12月14日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則(平成6年10月11日規則第55号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月14日から施行する。

付 則(平成31年3月26日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項第4号及び第8条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年12月20日規則第40号)

この規則中第11条第2項に1号を加える改正規定は公布の日から、第15条を第22条とし、第14条の次に7条を加える改正規定は令和2年4月1日から施行する。

○ 北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、土砂くずれその他の異常な自然現象又は火事による災害（以下「災害」という。）が市内で発生した場合において、市民の死亡又は住家等の被害に対し、弔慰し、又は見舞するため災害弔慰金又は災害見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の受給資格)

第2条 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、市内で発生した災害により死亡した者（死亡の事実を確認することはできないが、死亡したことが確実であると推定される者を含む。以下同じ。）の遺族とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 前各号に掲げるもののほか死亡した者の死亡当時その者と生計を同じくしていた親族

3 前項各号に掲げる者が不在の場合において、死亡した者の葬祭を行う者があるときは、その者を第1項の遺族とみなす。

4 第2項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡した者の死亡当時において、死亡した者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、第2項各号の順位によるものとする。

5 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合において、その1人に対して行った支給は全員に対して行われたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第3条 災害弔慰金の額は、死亡した者1人につき10万円とする。

(災害見舞金の受給資格)

第4条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、市内で発生した災害により負傷した者及び住家又は店舗（生計上主たる収入源として営業のなされる建物（住家を除く。）をいう。以下同じ。）に被害があった場合において当該住家に居住していた世帯の世帯主又は当該店舗で営業していた者とする。

(災害見舞金の額)

第5条 災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

(1)

区 分	要 治 療 見 込 日 数		
	1 か月以上 3 か月未満	3 か月以上 6 か月未満	6 か月以上
負傷した者	30,000円	40,000円	50,000円

(2)

区 分	住 家			店 舗
	1 人の世帯	2 人及び 3 人の世帯	4 人以上の 世 帯	
全壊・全焼・流失	30,000円	45,000円	60,000円	30,000円
半壊・半焼	15,000	23,000	30,000	15,000
床上浸水	8,000	15,000	15,000	—

2 前項の表の区分の被害の程度の認定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による被害を認定する場合の認定基準の例による。

第6条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- (1) 死亡した者につき、条例の規定に基づき災害弔慰金の支給を受けるとき。
- (2) 公務上又は業務上死亡して、法令又は条例に基づく補償を受けるとき。
- (3) 自己の不法な行為によって死亡したとき。

2 災害見舞金は、被害を受けた者が次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- (1) 負傷した者につき、条例の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けるとき。
- (2) 法人又は団体であるとき。
- (3) 自己の不法な行為によって被害を受けたとき。

(委 任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この告示は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和56年8月10日から施行し、改正後の北九州市災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する要綱の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成3年12月4日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成3年9月14日以後に生じた災害について適用する。

(災害見舞金の内払)

- 2 平成3年9月14日からこの要綱の日の前日までの間に生じた災害につき災害見舞金の受給資格を有する者が改正前の北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱の規定に基づいて支給を受けた災害見舞金は、改正後の要綱の規定による災害見舞金の内払とみなす。

○ 福岡県災害見舞金等支給要綱

昭和49年9月11日 決裁
改正 昭和57年4月1日
改正 平成24年10月4日
改正 令和元年9月6日
改正 令和2年12月17日
改正 令和5年1月27日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）による被災者に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は、県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
15,000人未満	10世帯
15,000人以上30,000人未満	15世帯
30,000人以上100,000人未満	20世帯
100,000人以上300,000人未満	25世帯
300,000人以上	30世帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第2項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

- (2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

- (3) 前各号に定める場合のほか、当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。

ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給したものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 全壊、全焼又は流失した世帯
1世帯当たり 100,000円(ただし、1人世帯には50,000円)
- (2) 半壊又は半焼した世帯
1世帯当たり 50,000円(ただし、1人世帯には25,000円)
- (3) 床上浸水した世帯
1世帯当たり 30,000円(ただし、1人世帯には15,000円)
- (4) 死者又は行方不明者
1人につき 200,000円(ただし、県民以外の場合には30,000円)
- (5) 重傷者
ア 県民の場合、1人につき100,000円以内(その支給基準は別表による。)
イ 県民以外の場合、1人につき15,000円

(支給の方法)

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して支給するものとする。

(遺族等の範囲)

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。)
 - (2) 子、父母、孫又は祖父母
 - (3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族
- 2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。
- 3 第1項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

(申請の手続き)

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第1号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、この限りでない。

- (1) 災害救助法第2条の災害 災害救助法適用の日から3か月以内
- (2) 第2条第1号の災害 災害発生の日から3か月以内

- (3) その他の災害 災害発生の日から1か月以内
- 2 第6条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から5日以内に、様式第2号による精算書を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。
- 2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年8月10日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和元年7月21日以降に発生した災害について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等支給要綱は、令和4年9月18日以降に発生した災害について適用する。

別表（第5条関係）

要治療見込日数	1か月以上3か月未満	40,000円
同	上 3か月以上6か月未満	60,000円
同	上 6か月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

○ 保健福祉局関係小災害救助取扱要領

昭和45年 2月18日

(平成14年 4月 1日 一部改正)

(平成30年 7月 1日 一部改正)

(目 的)

第1条 この要領は、災害救助法の適用に至らない小災害の被災者に対し、緊急やむを得ない措置を必要とするもので、保健福祉局の所管に属する業務に関する救助の基準を定め、被災者の保護を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 災害救助法の発動はないが、地域の一部で同一原因による全壊、全焼、流失（以下「全壊等」という。）等の被害を受けた世帯が7世帯以上あったときは市民の要請に基づいて、この要領を適用する。この場合において、半壊、半焼は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって全壊等の被害を受けた世帯の1世帯に換算する。

2 前項の基準以下の災害の場合であっても、特に保健福祉局長が救助を必要と認める世帯については、世帯主の要請に基づき、この要領を適用することができる。

(被害の認定基準)

第3条 災害における被害程度の認定は、平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知によるものとする。

(救助の種類)

第4条 救助の種類は次の各号のとおりとする。ただし、これに抛り難い場合は保健福祉局長の認める範囲内で救助を行うことができるものとする。

(1) 生活必需品の給付

災害により、住家が全壊等の被害を受けた世帯に対して給付できる物品の数量は、季別により1人あたり次に掲げるとおりとする。季別は、夏季（7月から9月までの期間をいう。）及び夏季以外とし、災害発生の日をもって決定する。ただし、他の法令等により公の機関から同様の物品を支給される場合はこの限りでない。

区 分	季 別	数 量
毛 布	夏季以外	1 枚
タオルケット	夏 季	1 枚

(2) 避難場所の設置

イ 学校、市民センター等の公共建物の利用を原則とするが、これらの適当な利用することが困難であり、民間建物を借用する場合は、災害救助法に基づき内閣府の定める基準に準じ、使用謝金及び仮設物件費を負担することができる。ただし、この場合の謝金には避難所の維持管理のための光熱水費、消耗器材費、衛生清掃費を含むものとする。

ロ 避難所とは、不特定多数の者が避難する場所とし、縁戚知人等の住家等への避難は公費負担の対象とすることはできないものとする。

(3) 炊出しの実施

炊出しの対象は、原則として避難所に収容された者及び災害地における救助作業等に従事する者とする。この場合において、炊出しの程度、方法及び期間については、災害救助法に基づき内閣府の定める基準によるものとする。

(4) 救助のための賃金職員等雇上賃及び輸送費

イ 賃金職員等雇上賃

避難所の維持管理、資材の運搬、炊出しの実施等に伴う賃金職員等の雇上げについては、保健福祉局長の認める範囲内で行うことができるものとする。

ロ 輸送費

緊急現地連絡、救助物資の輸送等については、公用車の使用を原則とするが、経済性、緊急性を考慮して公用車以外の車両を借上げることができるものとする。

(5) 生活必需品の貸与

生活必需品については、個人所有物の使用又は個人負担を原則とするが、区長が実情に応じて必要と認める場合は次に掲げる物品を貸与することができるものとする。

区 分	季 別	対 象	数 量
毛 布	夏季以外	避難所収容者	1人あたり1枚
タオルケット	夏 季	避難所収容者	1人あたり1枚
布 団	季別なし	避難所収容者	1人あたり1組
上 敷	季別なし	既存の畳が浸水又は類焼した世帯	現地調査により居住する最小限必要と認定した畳数

(報告等)

第5条 区コミュニティ支援課長区は、当該区域内に災害が発生した場合は、状況を調査し、この要領の適用有無に関わらず、被害の場所、被害の程度、世帯数、救助の方法、概算費用等をすみやかに保健福祉局長に連絡すること。

2 災害終了に伴い公費負担の必要が生じた場合は、保健福祉局長に対し別紙様式により災害発生調書（予算措置要求書）を提出すること。

様式

災害発生調書（兼予算措置要求書）

発生場所 北九州市 区 町 丁目
 発生日時 令和 年 月 日 午前 後 時 分から
 午前 後 時 分から

(見舞金内訳)

住 所		世帯主氏名		世帯人員			り災程度			見舞金額		建物の種類			
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
							全	半	床			住	併	事	出
計		世帯		人	戸	戸	戸	戸	円	戸	戸	戸	戸	戸	戸
世帯員別	全半別	世帯人員	世帯数	金額	全半別	世帯人員	世帯数	金額							
								計	人	世帯	円				

(「住」：住居、「併」：併用住宅、「事」：事務所、「出」：出店)

(弔慰金内訳)

住 所	同居の遺族氏名	死亡者氏名	弔 慰 金	備 考

(避難所使用内訳)

避難所設置場所	名 称	使用期間	収容世帯数	収容人員	使用謝礼額

(炊出し経費内訳)

世帯数	人 員	延食数	期 間	金 額	(備考)

(毛布支給内訳)

世帯数	数 量

○ 北九州市防災行事等災害補償要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本市が行う防火・防災訓練、防火・防災講習（講演）会、防火防災の広報行事、防火・防災運動に伴う消防演習その他の防災行事（以下「防災行事等」という。）に起因して損害を受けた市民等について、本市が、法律上の賠償責任を負担しなければならない損害を補償することにより、市民参加による防災行事等の円滑な推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本市の消防機関

北九州市消防局及び「北九州市消防団の設置等に関する条例」第3条に規定する消防団とする。

(2) 自主防災活動団体

市民防災会及び防火・防災思想の普及や高揚を図る目的により自主的に組織された団体で防災協会、婦人自衛消防隊、年長者防火クラブ、婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等をいう。

(防災行事等の範囲)

第3条 この要綱において、「防災行事等」の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 本市が主催する防災行事等

(2) 本市の消防機関が主催する防災行事等

(3) 本市又は本市の消防機関が、自主防災活動団体、教育機関又はその他の団体と共同して行う防災行事等

(4) 自主防災活動団体、教育機関又はその他の団体が、本市の消防機関の指導・立会いのもとに行う自主防災行事等

(補償の対象)

第4条 この要綱による補償の対象となる事故は、第3条に定める防災行事等の実施中に本市又は本市の消防機関の過失により参加者又は第三者の生命、身体又は財産に損害を与えた法律上の損害賠償責任を負うものとする。

(保険契約)

第5条 本市は、防災行事等にかかる損害の補償を行うために、損害保険会社と損害保険契約を締結する。

2 各年度の予算内で損害保険会社と契約を結び、てん補限度等の条件は保険会社との契約により決定する。

(保険契約の補償内容)

第6条 市民等が被る損害に対して、本市が法律上の賠償責任を負うことにより保険金を支払うものとする。

(保険契約の補償額)

第7条 保険契約の補償額は、損害を受けた市民等の過失の度合い等を考慮し、判例等をもとに、契約保険会社と協議の上決定する。

(適用除外)

第8条 この要綱において、参加した市民等の故意によるもの、その他契約保険会社の定める免責事項に該当するものにあつては、賠償の責任を負わない。

(事故の速報)

第9条 防災行事等の管理者は、当該行事等に起因して事故が発生したときは、次の内容を市長に速報しなければならない。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 事故の概要
- (4) 被害者又は損害を受けた物の所有者の氏名、連絡先、住所
- (5) その他必要な事項

(事故の報告)

第10条 防災行事等の管理者は、前条に定める速報の後、速やかに、別記様式に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 防災行事等の実施計画書
- (2) 現認証明書
- (3) 事故現場付近見取図
- (4) 負傷等状況見取図

2 前項のほか、人的被害時は医師の診断書及びその他必要な書類、物的被害時は写真等の損傷状態が確認できるもの及びその他必要な書類を添えるものとする。

(市における事故の審査・判定)

第11条 市長は、前条に定める事故報告を受けた場合には、当該事故を審査し、この要綱における対象事故であると判定したときは、速やかに保険会社に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか必要な事項は、賠償責任保険契約の約款によるものとする。

付 則

この要綱は、昭和54年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月25日北九消予第319号)

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

北九州市地域防災計画

令和5年4月 修正

発行 北九州市危機管理室危機管理課

TEL 093-582-2110

No. 2302001A

